

# 第1章 総論



# 第1章 総論

## 1. 趣旨

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に基づき、市町村が主体となって定める都市計画\*に関する基本的な方針です。これは、まちの将来像を掲げ、その実現に向けた取組方針を体系的に整理したもので、土地利用や道路など個別の都市計画\*の基礎となるものです。

本市では、平成12年3月に都市計画マスタープランを策定しました。その後、第四次東松山市基本構想の策定を受けて、平成23年3月に見直しを行っています。

これまでの都市計画マスタープランは、策定から約20年、前回の見直しから約10年が経過しています。今後、人口減少や少子化・高齢化の更なる進展が見込まれる中、まちづくりにおいても時代の変化に応じた取組が求められています。また、平成28年4月に策定された第五次東松山市総合計画を反映したこれからのまちづくりの方針を示す必要があります。

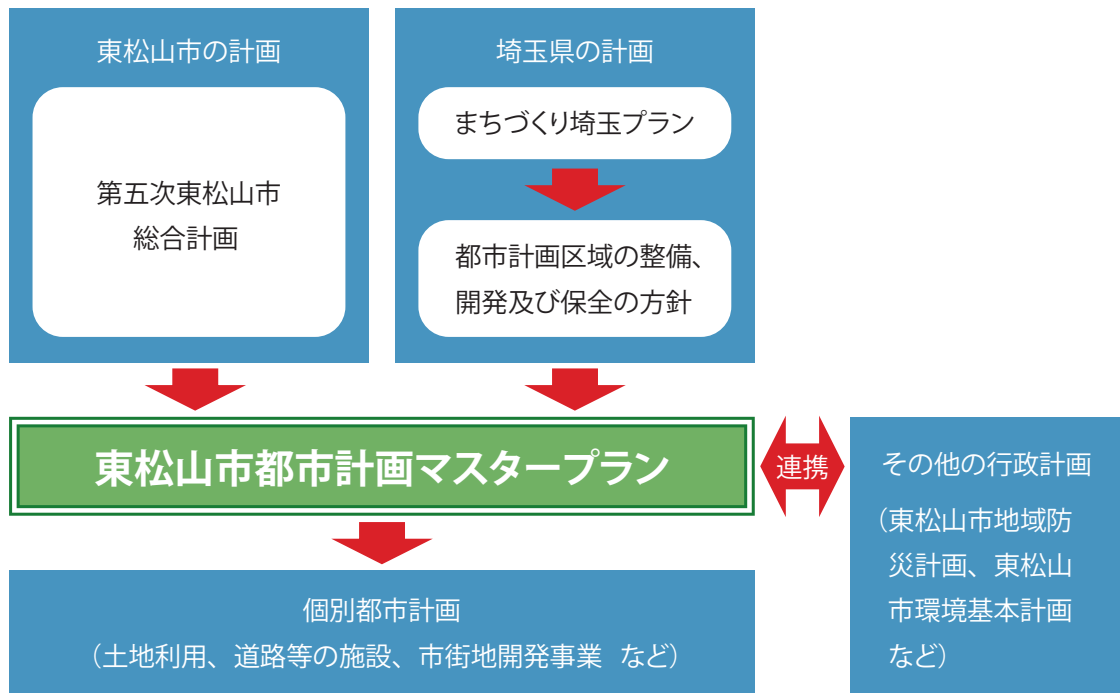
時代の変化に対応した新たな都市計画マスタープランを策定し、市民や事業者との協働により着実にまちづくりを推進していきます。

## 2. 位置付け

都市計画マスタープランは、上位計画である第五次東松山市総合計画や埼玉県のまちづくりに関する各種計画に即して策定される計画であり、主に、第五次東松山市総合計画における生活基盤分野とその関連分野の取組方針について定めています。

\*都市計画(P142)

図 1 都市計画マスタープランの位置付け



第1章  
総論

第2章  
現状と課題

第3章  
まちづくりの基本方針

第4章  
分野別方針

第5章  
地域別方針

第6章  
まちづくりの推進に向けて

資料編

### 3. 計画の期間

土地利用の誘導や都市基盤\*の整備などを通じてまちの将来像を実現していくためには、中長期的視点に立った計画と、それに基づく継続的な取組が必要となります。そのため、本計画の期間は、前計画と同様、約 20 年とします。

なお、計画の内容については、上位計画の改定や時代の変化に合わせて適宜見直すものとします。

### 4. 計画の構成

本計画の構成は次のとおりです。

章		内容
第1章	総論	計画の趣旨
第2章	現状と課題	現状分析とこれからのまちづくりの課題
第3章	まちづくりの基本方針	まちづくりの基本理念、将来像、目標
第4章	分野別方針	市全域における土地利用や道路など各分野の取組方針
第5章	地域別方針	7地域ごとの取組方針
第6章	まちづくりの推進に向けて	まちづくりの推進に向けた基本的考え方

\*市街地開発事業(P140) \*都市基盤(P142)

